

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会(高齢者福祉と同種の障害者福祉施策)

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
112	020405	住宅改造費の助成(障害者分)		合併時に統一	県の基準に統一する。
113	020108	紙おむつ支給事業(障害者分)	経過	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
114	020109	家族介護見舞金支給事業(障害者分)	経過	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

112

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 2	障害者福祉	0 4	補装具・日常生活用具	0 5	住宅改修費の助成(障害者分)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1)目的 日常生活において介護を必要としている人が、暮らしやすい生活ができるように住宅(居室、浴室、トイレ等)の改修費補助をすることにより、在宅生活の向上をはかるもの。</p> <p>(2)対象者 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの者 世帯合計所得600万円未満 をみたす者</p> <p>(3)内容 対象者が利用する箇所の改修で日常生活に利便性を与える改修工事(対象工事)に対し限度額以内で補助金を交付する。</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 50万円 ただし、日常生活用具給付事業の住宅改修費給付対象に該当する者は30万円を補助基準額とする。</p> <p>補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 9/10 その他世帯 9/10 県補助率 対象経費の1/2</p>		なし		なし		<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 世帯合計収入 600万円未満 をみたすもの</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 長岡市に同じ</p> <p>補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2 県補助率 長岡市に同じ</p>	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 世帯合計収入600万円未満 をみたす者</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 長岡市に同じ</p> <p>補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他世帯 1/2 県補助率 長岡市に同じ</p>		<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 同左</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 同左</p> <p>補助率 同左 同左 同左 県補助率 長岡市に同じ</p>		<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 同左</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 100万円 ただし、日常生活用具給付事業の住宅改修費給付対象に該当する者は80万円を補助基準額とする。</p> <p>補助率 同左 同左 同左 県補助率 長岡市に同じ</p>		<p>県の基準に統一する。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

113

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 1	年金手当	0 8	紙おむつ支給事業 (障害者分)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 目的 在宅の重複障害者を常時介護している者に対して、介護手当を支給することにより、介護に当る家族の精神的及び経済的負担の軽減。</p> <p>(2) 対象者 「重度の知的障害」と「肢体不自由1～3級」とが重複している者を常時介護している者</p> <p>(3) 内容 年額 75,000円</p> <p>(4) 事業費負担 市10/10</p>		<p>(1) 目的 在宅の重度心身障害者等で常時おむつを使用している者に対し、おむつの購入に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象者 6 5歳未満の在宅の身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A所持者。</p> <p>(3) 内容 生活保護世帯・所得税非課税世帯 月8,000円 所得税課税世帯 月4,000円</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p>		なし		<p>(1) 目的 在宅の障害者で紙おむつを使用している者に対して、紙おむつを給付することにより、家族の経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象者 ・重度の身体障害児 (者) ・心身障害児 (者)</p> <p>(3) 内容 月額 5,000円</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 目的 在宅の障害者でおむつを常時利用している者に対して、おむつ手当を支給することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象者 ・身体障害者手帳1級、2級の者で日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者 ・療育手帳Aで日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者</p> <p>(3) 内容 月額 12,000円以内 現物支給</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p>		<p>(1) 目的 在宅の障害者でおむつを常時利用している者に対して、おむつ手当を支給することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象者 ・身体障害者手帳1級、2級の者で日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者 ・療育手帳Aで日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者</p> <p>(3) 内容 月額 5,000円以内 現物支給</p> <p>(4) 事業費負担 村10/10</p>		<p>(1) 目的 在宅重度心身障害者で常時おむつを使用している者に対して、紙おむつに係る費用の一部を助成することにより、在宅要介護者等の経済的負担の軽減と福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 身障1～2級の者 療育手帳Aの者 特別障害者手当受給資格者</p> <p>(3) 内容 紙おむつ購入費の2分の1 月額 4,000円を限度</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p>		<p>与板町については、年度後半の合併であり、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p> <p>新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 新基準を創設し統一する。)</p> <p>新基準 (1)支給対象者 特別児童扶養手当(1級)の対象児童、障害児福祉手当・特別障害者手当受給資格者でおむつを常時使用している者。 (2)手当額 月額3,500円の紙おむつ支給券</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

114

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 1	年金手当	0 9	家族介護見舞金支給事業 (障害者分)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 目的 在宅の障害者でおむつを常時利用している者に対して、おむつ手当を支給することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象者 毎年度の10月1日現在において、市内の65歳未満の者(障害児・者福祉施設入所者を除く)で、おむつを常時利用している者 ・特別児童扶養手当(1級)の対象児童 ・障害児福祉手当の受給資格者 ・特別障害者手当の受給資格者 ・その他長岡市長が特に認めた者 ただし、次の者は手当の支給対象としない。 ・補装具として紙おむつの交付を受けた者 ・家族介護用品等購入手当支給事業に該当する者</p> <p>(3) 内容 年額 15,000円</p> <p>(4) 事業費負担 市10/10</p>		<p>(1) 目的 寝たきり老人若しくは痴呆老人又は重度心身障害者等を常時介護している者に介護手当を支給することにより、介護に当たる家族の精神的及び経済的負担軽減を図り、もって寝たきり老人等の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 65歳未満の在宅の身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A支持者。</p> <p>(3) 内容 月額 5,000円</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p>		<p>(1) 目的 高齢者等を介護している世帯に対して介護手当を支給し、介護者の慰労及び同世帯の生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 身体障害者手帳を有し、要介護3～5と同程度の65歳未満の者。</p> <p>(3) 内容 月額 5,000円</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p>		<p>(1) 目的 在宅で寝たきり老人及び痴呆老人等を介護するものに対し、介護手当を支給することにより、介護者の負担を軽減し、その家族の福祉増進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 身体障害者手帳1級か2級の者及び療育手帳Aの者</p> <p>(3) 内容 月額 10,000円</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p> <p>在宅日数 月15日以上 特別障害者手当及び障害児福祉手当受給者は該当しない</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		<p>(1) 目的 在宅においてねたきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給し介護者の慰労とねたきり老人等の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 身体障害者手帳1、2級の者。 療育手帳Aの者。</p> <p>(3) 内容 月額 5,000円</p> <p>(4) 事業費負担 村10/10</p>		なし		<p>与板町については、年度後半の合併であり、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	
						調整方針案	
						<p>新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 新基準を創設し統一する。)</p> <p>新基準 (1)支給対象者 「重度知的障害又は精神障害1級」と「肢体不自由1～3級」とが重複している者を常時介護している者。 (2)在宅日数の条件 月20日以上在宅者 (3)支給額 月額 5,000円</p>	